

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります



平成20年3月まで

老人保健

国民健康保険や会社の健康保険などに加入しながら「老人保健」で医療を受けます。

病院などの窓口で提示するもの

- ・加入している医療保険の保険証
- ・老人医療受給者証

〇〇〇
保険証

+

老人医療
受給者証

変更

平成20年4月から

後期高齢者医療

高齢者だけの新しい医療制度「後期高齢者医療」で医療を受けます。

病院などの窓口で提示するもの

- ・新たに発行される後期高齢者医療の保険証



後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、老人医療費が増大するなかで、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平にするために創設された老人保健制度に変わる新たな医療制度で、広域連合が市と協力して運営します。

▽広域連合の役割：医療給付に関する決定や保険料の賦課

▽市町村の役割：保険料の徴収や届け出、申請などの窓口業務

被保険者証

被保険者の方には、1人に1枚、後期高齢者医療被保険者証が交付されます。色は水色でカードサイズとなります。

4月1日の制度開始から被保険者となる方には、被保険者証が3月中に郵送されます。4月からは、この被保険者証を提示して診察・治療を受けてください。

対象者(被保険者)

① 75歳以上の方（75歳の誕生日から対象になります。届け出の必要はありません）

② 65歳以上75歳未満の方で一定の障害があり広域連合の認定を受けた方（認定日から対象になります。現在老人保健制度の障害認定を受けている方は、広域連合の認定を受けたものとみなされます）

これらの方々は、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険（注1）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。これまで被用者保険の被扶養者だった方も同様です。

※障害認定を受けた方は、届け出により後期高齢者医療制度から脱退し、他の医療保険に加入することができます。

（注1）被用者保険：政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、各種共済組合などの総称



Q 医療機関で支払う自己負担割合は？



お医者さんにかかるときは、老人保健と同じようにかかった医療費の一部を負担します。

- ▷ 一般の方・・・1割負担
- ▷ 現役並み所得 (注2) のある方・・・3割負担

(注2) 現役並み所得者＝同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方。ただし、被保険者の収入の合計が下記の場合、申請により1割負担となります。

1人世帯の場合	383万円未満
2人以上世帯の場合	520万円未満

Q 保険料はどうなりますか？



被保険者のすべての方に負担していただくこととなります。保険料額は、被保険者一人当たりの均等割額と、所得に応じた所得割額の合計で、個人ごとに決められます。

●保険料の軽減

▷ 所得の少ない世帯に属する方

世帯主および被保険者の所得に応じて、保険料の被保険者均等割が軽減されます。

▷ 被用者保険の被扶養者であった方

制度加入時から2年間は被保険者均等割額を半額とし、所得割額を賦課しないとする軽減措置が適用されます。ただし、平成20年度に限り、4月から9月までの半年間は保険料を徴収せず、10月から平成21年3月までの半年間は被保険者均等割額を9割軽減した額となります。

被保険者均等割額 (年額)	39,310円
所得割額 (年額)	基礎控除後の総所得金額等×7.39%

※保険料率(均等割額・所得割率)は、岐阜県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

※保険料の限度額は、50万円(年額)となります。

Q 保険料の納付方法は？



介護保険と同様に年金から差し引かれます。ただし、介護保険料と合わせた保険料が、年金受給額の1/2を超える場合は、天引きの対象とはなりません。

▷ 年金からの天引き【特別徴収】・・・年額18万円以上の年金を受給されている方

※被用者保険の被扶養者であった方に対する年金からの天引きは、10月から行われます。

▷ 納付書や口座振替による納付【普通徴収】・・・特別徴収以外の方

Q 受けられる給付は？



医療費が高額になったときの高額療養費や入院したときの食事代など、老人保健と同様の給付を受けられます。

こんなとき	給付の内容
病気やけがの診療を受けたとき	かかった医療費の9割(または7割)が給付されます。自己負担は1割(または3割)となります。
訪問看護サービスを受けたとき	は3割)となります。
やむを得ず医療費を全額自己負担したとき	申請して認められると自己負担分以外が支給されます。
入院したときの食事代	定められた自己負担分以外が支給されます。
療養病床に入院したとき	食費と居住費の定められた自己負担分以外が支給されます。
1カ月の自己負担額が高額になったとき	申請して認められた自己負担限度額を超えた分が支給されます。
亡くなったとき	被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。

そのほかにも、移送費などの給付があります。

●高額医療・高額介護の合算制度(新設)

後期高齢者医療と介護保険の自己負担がある世帯で、医療保険と介護保険の限度額を適用した後、年間の自己負担を合算して一定の限度額を超えた場合は、超えた分が支給されます。

●健康診査(新設)

被保険者の健康保持・増進のため、広域連合が市と協力して健康診査(仮称:ぎふ・すこやか健診)を実施します。

詳しくは、岐阜県後期高齢者医療広域連合(☎058-387-6368)または市役所市民課 国保年金係(内線131~136)へどうぞ。